般の施工計画、②㈢の賃上げの実施に関する評価、②㈤のワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価ならびに②の㈥施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㈠の「深礎杭のコンクリートの品質確保に係わる具体的な提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㈡の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②㈢の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、２点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は０点とする。

②㈤の「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、認定を受けており、評価基準を満たした企業等に対し、１点の加算点を与える。なお、認定を受けていない場合、又は認定内容が評価基準を満たしていない場合は０点とする。

⑶　②②㈠、㈡、㈢、㈤、㈥の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　②②㈠「深礎杭のコンクリートの品質確保に係わる具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　②②㈡で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

⑹　②②㈢で求めた、賃上げの実施に関する評価については、中小企業等の場合、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から１年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については１点大きな配点）の減点を行う。

また、大企業の場合、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から１年間に国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については１点大きな配点）の減点を行う。

5　入札手続等

⑴　担当部局　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525

電子メール　ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴に電子メールにて依頼を行うこと。交付期間は令和８年９月４日から令和９年１月20日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間及び方法

１）一次審査申請書及び一次審査資料　令和８年９月４日から令和８年９月18日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。詳細は入札説明書による。

２）競争参加資格確認申請書（二次審査）(以下「二次審査申請書」という）及び二次審査資料　3⑴により一次選抜された者は、令和８年10月15日から令和８年11月９日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。詳細は入札説明書による。

⑷　歩掛見積参考資料の交付期間及び方法　二次審査を経て競争参加資格を有すると認められた者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和８年12月３日から令和９年１月20日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和８年12月４日から令和９年１月20日まで

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階

関東地方整備局総務部契約課契約第一係

電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。入札の締め切りは、令和９年１月20日12時00分。

開札は、令和９年１月25日11時00分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

⑶　入札の無効

①　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、一次審査及び二次審査申請書又は一次審査及び二次審査資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

②　一次選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする。

③　二次審査を経て競争参加資格がないとされた者による入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　上記４⑴①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結す